

## 第5章 個性と魅力と活力のあるまちづくり

### 第1項 魅力ある空間の形成

安全で快適な暮らしやすい住まいの場を整備するとともに、魅力ある街なみの整備を促進し、そこに暮らす人、訪れる人がゆとりと活力を感じることでできるまちづくりを推進します。

また、町の中央部に位置する運動公園や城山公園などの施設の一体的な活用を図ることにより、町民のふれあい交流の空間としての整備を推進していきます。

#### 第1節 土地利用

- 町域の健全で均衡ある発展と秩序ある整備を図るため、『大磯町まちづくり基本計画』の土地利用方針に基づき、地域特性や土地特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- 市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域などの土地利用計画については、市街化の進展や土地利用の状況を踏まえ、定期的な見直しを図るとともに、土地利用の適正な規制や誘導に努めます。

##### 1. 土地利用計画の推進

- (1) まちづくり基本計画の推進
- (2) 特性を生かした住宅地の形成
- (3) 農地の保全と活用
- (4) 自然環境保全地の保全と活用

#### 第2節 住宅・住環境

- 『大磯町まちづくり基本計画』に基づく、5つの土地利用地域ごとの土地利用方針により、自然環境に恵まれた立地条件を生かした計画的な市街地の形成を図ります。
- 市街化調整区域内の農地などについては、周辺市街地の状況を考慮しつつ、今後の土地利用のあり方について、地域および関係機関などと連携を図り、計画的な整備について検討を行っていきます。

##### 1. 住宅・住環境の整備

- (1) 都市拠点の整備
- (2) 都市防災機能の整備
- (3) 良好な住宅・住環境の整備

#### 第3節 景観形成

- 自然的、歴史的、文化的に受け継がれてきた象徴的な風景の保全や、町並みを生かした魅力ある快適な居住空間の形成を図るとともに、地域の風景を特徴づける優れた建築物などの指定により、周辺地域の美しい風景づくりを進めます。
- 「景観法」や『大磯町景観計画』により、景観づくりの取り組みを進めていくとともに、景観重要建造物や景観地区などの活用を図ります。

##### 1. 景観計画の推進

- (1) 景観計画の策定

##### 2. 地域特性を生かした景観の形成

- (1) 自然風景の保全と創出
- (2) 良好な町並み景観の形成
- (3) 歴史的建造物などの保存と活用



### 第2項 快適に移動できる交通基盤の推進

安全かつ便利に移動できる町道の計画的な整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の整備を促進します。

また、これからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。

#### 第1節 道路

- 県道、都市計画道路、生活道路などの計画的な整備を進めるとともに、誰もが歩きやすく、人にやさしい安全で円滑な道路環境の維持・改善に努めます。

##### 1. 道路整備の推進

- (1) 道路網の整備
- (2) 町道・橋りょうの整備
- (3) 道路の安全対策

#### 第2節 生活交通

- 誰もが快適に利用できる交通環境の向上を図るとともに、効率的かつ効果的な生活交通などのあり方について検討していきます。
- 大気汚染や騒音、振動などの自動車による環境負荷への懸念に対し、自動車から公共交通、自転車、徒歩にシフトする環境にやさしい交通体系の構築に努めます。

##### 1. 生活交通への対策

- (1) 鉄道利用対策の推進
- (2) バス利用対策の推進

